

## 〈企画委員会内規〉

### 第1条（趣旨）

本内規は、日本陸水学会会則第22条に基づき、企画委員会（以下、本委員会）の目的、任務、任期等を定める。

### 第2条（目的）

本委員会は、日本陸水学会の発展をはかるため、将来計画委員会報告「陸水学会の将来的な会員増加に関する提言」（2012年9月12日作成）を参考に、具体的な取り組みを検討し、会長や幹事会に提言・実行することを目的とする。

### 第3条（任務）

本委員会は、以下の事項を所掌する。

1. 会員数の維持および増加に向けた提言
2. 学会活動の活性化に向けた提言
3. 男女共同参画の推進に向けた提言
4. 社会貢献および次世代の育成に向けた提言
5. 大会における優秀口頭発表賞ならびに優秀ポスター賞の選考
6. 大会におけるシンポジウムやプログラム編成委員選定等の協力

### 第4条（委員会の構成）

本委員会は委員長と若干名の委員から構成する。また委員長は会長と幹事長をオブザーバーとして参加を求めることかできる。

### 第5条（委員の任命）

会長と幹事長が企画委員会と協力し、次期の委員長・委員候補者を選定して評議員会に諮ったうえ、会長が委嘱する。

### 第6条（任期）

任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第7条（会議の開催と報告）

本委員会の委員長は、必要に応じメールや対面による会議を開催し、本委員会に関する活動を協議する。本委員会の活動の内容は、評議員会および総会において報告する。

### 付 則

本内規は、2013年10月25日から施行する。2014年10月1日改定。2017年9月30日改定。2018年3月27日改定。2020年12月26日改定。